



令和6年度

商店街DX推進事業補助金

埼玉県マスコットコバトン

事業概要

商店街が行う、キャッシュレス決済端末等を活用した商店街のD Xを推進する取組を支援するものです。この取組に要する経費の一部を県が補助します。

募集期間

令和6年6月28日（金）まで随時受付

※申請の都度、書面審査を行い採択の可否を決定します。採択額が予算に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

補助率・補助上限額

補助率：2／3以内 補助上限額：500万円

補助対象者

埼玉県内の商店街、各市町村の商店街連合会等及び商工団体（商工会議所、商工会）
※さいたま市除く

補助対象事業

商店街がデジタル技術を活用して、来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図る取組で、下記の条件をすべて満たす事業

◆補助対象条件（条件①②をすべて満たす必要あり）

条件①：キャッシュレス決済端末等（スマートフォン、タブレット端末を含む）の活用を伴う

条件②：来街者の利便性向上及び商店街の活性化につながる

◆補助対象事業の一例

- ・デジタル地域ポイントの導入
- ・デジタル地域通貨の導入
- ・紙チケットや紙商品券の電子化
- ・商店街アプリ導入

◆関連事業の一例

上記補助対象事業と組み合わせることで、補助対象となる関連事業の例
※単独では補助対象にはなりません

- ・キャッシュレス決済端末導入
- ・データ分析ソフト導入
- ・イベントのデジタル化・オンライン化・VR化、AR（拡張現実）化
- ・AIカメラやWi-Fi設置
- ・商店街ホームページ、ECサイト開設
- ・勉強会やセミナー開催

対象経費

- ・印刷製本費
補助対象事業を進めるにあたり行う広告チラシ発行費など
- ・物品購入費
補助対象事業に使うキャッシュレス決済専用端末、複合端末、タブレット端末、消耗品の購入費など
- ・委託費（システム開発等）
商店街アプリ開発費、電子チケット開発費など
- ・使用賃借料（会場、付属設備等）
補助対象事業を進めるにあたり行うセミナー会場使用費など
- ・人件費（謝金、賃金等）
補助対象事業を進めるにあたり行うセミナー講師代、データ分析に係る謝金など
- ・システム利用料、機器リース・レンタル料
新たに導入した初年度分かつ、令和7年2月末までに支出済となる分のみ

(注) 交付決定前に生じた費用は、すべて補助対象外となりますので御留意ください

申請～事業完了、事業効果報告までの流れ

6/28迄

2月末迄



Q&A

No	質問	回答
1	キャッシュレス決済端末等とはなにか。	カード読み取り端末、複合端末、タブレット端末などキャッシュレス決済に使用可能な機器を言います。
2	キャッシュレス決済端末等の購入費用は補助対象になるか。	補助対象になります。ただし単にキャッシュレス化するだけでなく、条件②を満たすためにDXの取組に使用する必要があります。
3	印刷したQRコードを店舗に置く形式も条件①を満たしたことになるか。	なります。QRコードを置く形式は、データ確認等のために各店舗においてスマートフォンやタブレット端末を使うことが想定されます。
4	商店街会員のうち1店舗でもキャッシュレス決済端末等を使えば、条件①を満たしたことになるか。	なりません。商店街会員の半数以上がキャッシュレス決済端末等を活用する事業であることが必要です。

お問い合わせ先（交付申請書の提出はメールをお願いします）

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】048-830-3761 【Fax】048-830-4812

【E-mail】a3750-11@pref.saitama.lg.jp



申請様式はこ
ちらのHPから
もダウンロー
ドできます。